



第98回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2022年6月23日(木曜日)
午前10時

場 所 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール

目 次	第98回定時株主総会招集ご通知……………1
	議決権行使についてのご案内……………3
	株主総会参考書類……………5
	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 定款一部変更の件
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件
	第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額改定の件

添付書類

事業報告……………	20
連結計算書類……………	47
計算書類……………	50
監査報告書……………	53

(証券コード5461)
2022年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

中部鋼鉄株式会社

代表取締役社長 重松久美男

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代え、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時15分（当社営業時間終了時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
当社 厚生会館大ホール |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 |

以 上

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、本年はお飲み物・お土産のご提供を中止いたします。また、株主様におかれましては、書面（郵送）またはインターネットにて議決権の事前行使をぜひご考慮いただければと存じます。
何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chubukohan.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chubukohan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

- ◎ **当日における新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応および株主様へのお願いにつきまして、以下のとおりご案内いたします。**

<当社の対応につきまして>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。登壇役員もマスク着用とさせていただきます。
- ・受付および会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも役員席との距離をあげ、また座席間の間隔もあけて配置いたします。
- ・感染予防の観点から、お飲み物およびお土産のご提供を中止いたします。
また、例年開催しておりました定時株主総会後の会社説明会につきましても、本年は中止いたします。

<株主様へのお願いにつきまして>

- ・株主総会開催日の最新の国内の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使も可能でございますので、ぜひご利用をご検討ください。
- ・ご来場の株主様で発熱、咳その他ご体調がすぐれないと見受けられる方につきましては、スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ・ご出席くださる株主様には、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時15分到着分まで

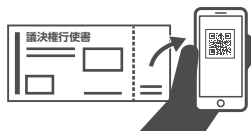


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時15分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

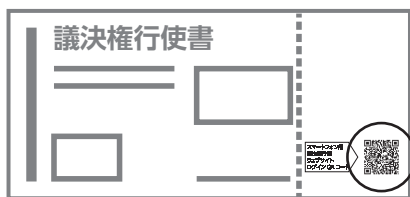
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

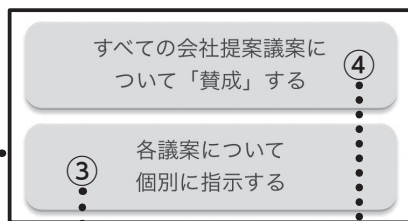


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する

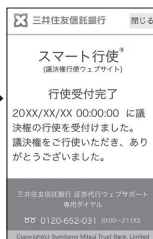


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」する

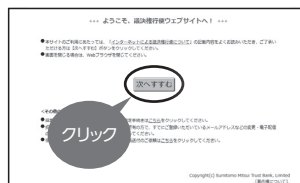


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

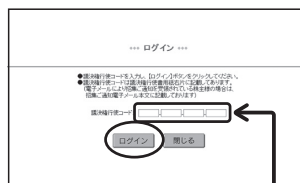
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

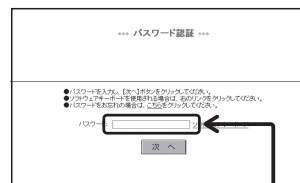


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業環境などを総合的に勘案し、1株につき普通配当金31円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金12円を含め当期の年間配当金は1株につき金43円となります。また、今後の研究開発投資、設備投資等に備え財務体質の強化を図るため、以下のとおり20億円を、別途積立金に積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 31円 総額 856,026,157円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

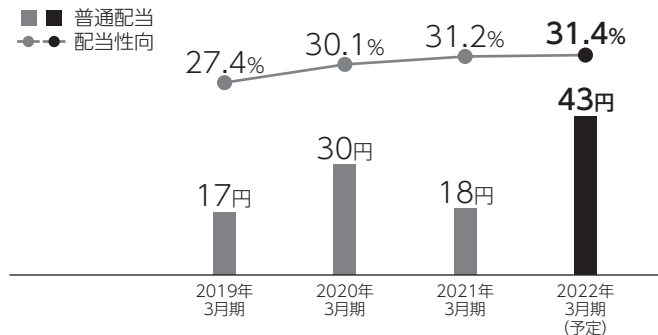
2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の招集権者および議長ならびに取締役会における取締役社長の職務に関する規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案による定款変更は、別段の定めがあるものを除き、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に本店所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集する。</p> <p>② 前項のほか必要がある場合には臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き社長がこれを招集する。</p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりこれに代る。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に本店所在地又はこれに隣接する地においてこれを招集する。</p> <p>② 前項のほか必要がある場合には臨時株主総会を招集する。株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き社長がこれを招集する。<u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(株主総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理し、社長に事故があるときは副社長、専務取締役、常務取締役の順によりその職務を代行する。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。会長は会社経営に関し社長の相談に与かり、社長は取締役会の決議を執行し会社の業務を統理する。副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐して会社の日常業務を処理する。社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が</u>その職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第97回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となるため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として社外取締役を新たに1名加え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	当社における地位および担当	在任年数 (本総会終結時)	取締役会出席回数 (第98期)
1	再任	しげまつ くみお 重松 久美男	代表取締役社長	【取締役在任年数】 12年	14回／14回 (100.0%)
2	再任	てらもと ひとし 寺本 仁	常務取締役 経営企画部管掌、設備企画 室長	【取締役在任年数】 7年	14回／14回 (100.0%)
3	再任	こむら しん じ 古村 伸 治	取締役製造所長	【取締役在任年数】 4年	14回／14回 (100.0%)
4	再任	まつだ すすむ 松田 将	取締役総務部長	【取締役在任年数】 2年	14回／14回 (100.0%)
5	新任	むらまつ しゅう じ 村松 修 司	参与東京営業所長	—	—
6	再任 社外 独立役員	みや はな ひで き 宮花 秀 樹	取締役	【社外取締役在任年数】 2年	13回／14回 (92.9%)
7	再任 社外 独立役員	ひら の たか ひろ 平野 隆 裕	取締役	【社外監査役在任年数】 1年 【社外取締役在任年数】 1年	14回／14回 (100.0%)
8	新任 社外 独立役員	うし ごめ のぶ たか 牛込 伸 隆	—	—	—

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

新任 新任取締役候補者

独立役員 (株)名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">しげまつ くみお 重松 久美男 (1956年6月7日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 2004年6月 当社製造部長 2007年4月 当社生産業務部長 2008年6月 当社参与生産業務部長 2010年1月 当社参与経営企画部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長 2013年6月 当社取締役製造所長 2014年6月 当社常務取締役製造所長 2016年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社代表取締役社長（現任）</p>	57,446株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>重松久美男氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術をリードしてまいりました。また経営企画を担当、営業・購買を管掌するなど、製造管理・生産技術を含め事業全般にわたる豊富な知識を有しております。さらに、2017年6月に代表取締役社長に就任以来、当社グループ経営基盤の強化および企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮していることから、その経験を活かせると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> てらもと ひとし 寺本 仁 (1959年4月2日生)	1985年4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 2006年4月 同社大分製鐵所厚板工場長[部長]兼厚板事業部部長 2011年4月 同社厚板事業部厚板営業部部長兼厚板事業部部長兼ウジミナスプロジェクト班部長 2012年10月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 厚板事業部厚板技術部上席主幹兼ウジミナスプロジェクト上席主幹 2014年4月 日鉄住金物流(株) (現 日鉄物流(株)) 執行役員 2015年4月 当社顧問 2015年6月 当社取締役製造所副所長 2016年6月 当社取締役製造所長 2017年6月 当社常務取締役製造所長 2018年6月 当社常務取締役 (経営企画部管掌) 2018年6月 シーケークリーンアド(株)取締役 2019年6月 明德産業(株)取締役 (現任) 2020年7月 当社常務取締役設備企画室長 (経営企画部管掌) (現任) (重要な兼職の状況) 明德産業(株)取締役	17,607株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>寺本仁氏は、長年大手鉄鋼会社の製造部門に所属し、厚板の製造に関する豊富な知識を有するとともに、経営企画・製造部門の管掌役員として、経営企画・生産技術・商品開発等に関する業務を統括し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>こむら しんじ 古村 伸治 (1961年9月1日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2008年6月 当社製造部長</p> <p>2010年6月 明德産業(株)取締役</p> <p>2015年4月 当社生産技術部長</p> <p>2015年6月 当社参与生産技術部長</p> <p>2015年6月 シーケー物流(株)取締役(現任)</p> <p>2016年6月 当社参与製造所副所長</p> <p>2018年6月 当社取締役製造所長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) シーケー物流(株)取締役</p>	18,615株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>古村伸治氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術に精通しており、またグループ会社の経営に参画するなど豊富な経験と製造管理・生産技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>まつ だ すすむ 松田 将 (1966年12月29日生)</p>	<p>1989年4月 (株)東海銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2009年10月 (株)三菱東京UFJ銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 練馬平和台支店長</p> <p>2011年5月 同行多摩支店長</p> <p>2013年4月 同行一宮支店長兼エリアディレクター</p> <p>2015年12月 同行柏支店長兼エリアディレクター</p> <p>2019年5月 当社財務部担当部長</p> <p>2019年6月 当社参与財務部長</p> <p>2020年6月 当社取締役総務部長(現任)</p> <p>2021年6月 明德産業(株)監査役(現任)</p> <p>2021年6月 シーケー物流(株)監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 明德産業(株)監査役 シーケー物流(株)監査役</p>	5,464株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>松田将氏は、入社以来財務経理・総務・人事部門の責任者として重要な業務の意思決定に携わり、また金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> むら まつ しゅう じ 村 松 修 司 (1962年 4月10日生)	1985年 4月 三井物産(株)入社 1991年10月 Mitsui & Co.(U.S.A),Inc. North-Central Headquarters(Chicago) Detroit Office Manager(Customer Service), Steel & Metal Dept. 1996年10月 Mitsui & Co.(U.S.A),Inc. Detroit Office Assistant General Manager of Steel Dept. 2007年10月 三井物産(株)鉄鋼製品本部自動車部品事業部第 一営業室長 2013年 4月 N S Mコイルセンター(株)取締役専務執行役員 2015年 4月 三井物産スチール(株)常務執行役員 2020年 4月 当社参与東京営業所長 (現任)	618株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>村松修司氏は、長年にわたり商社において鉄鋼関連部門で活躍し、鉄鋼業に関する豊富な経験と知見を有していることから、当社の営業部門を中心に職務を遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立役員 みや はな ひで き 宮 花 秀 樹 (1967年12月12日生) </p>	<p>1990年4月 三井造船(株)入社 2008年4月 三井物産スチール(株)第一部門建築・鉄構部担当部長 2009年5月 同社第一部門厚板鋼管部担当部長 2015年9月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部担当部長 2017年4月 同社関西支社ステンレス・線材・特殊鋼部営業部長 2018年4月 同社西日本統括本部西日本営業部長 2019年12月 同社西日本統括本部副本部長 2020年4月 同社執行役員西日本統括本部長 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 岸和田製鋼(株)社外取締役 2022年4月 三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>宮花秀樹氏は、商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験と知見を有しています。当社においては、当該見識を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただく等、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外 独立役員</div> ひらの たかひろ 平野 隆裕 (1960年6月4日生)	1984年4月 岡谷鋼機(株)入社 2004年3月 香港岡谷鋼機有限公司社長 2009年9月 岡谷鋼機(株)東京本店貿易本部第二部長 2011年5月 同社東京本店エレクトロニクス本部長 2012年5月 同社取締役 東京本店エレクトロニクス本部長 2013年5月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店エレクトロニクス本部長 2014年3月 同社取締役 情報・電機事業担当 東京本店副本店長兼エレクトロニクス本部長 2016年5月 米国岡谷鋼機会社社長 2018年5月 岡谷鋼機(株)常務取締役 情報・電機事業担当 東京本店長 2020年5月 同社常務取締役 情報・電機事業担当 名古屋本店長 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年5月 岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長 (現任) (重要な兼職の状況) 岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>平野隆裕氏は、商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しています。当社においては、これらの豊富な経験を活かし経営全般に対して適宜積極的な発言をいただく等、企業価値向上に貢献しています。このような経験と実績を踏まえて、引き続き業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外 独立役員</div> うしごめ のぶ たか 牛込 伸 隆 (1964年9月4日生)	1989年4月 自治省(現 総務省) 入省 1995年7月 自治大学校教授 1996年4月 (株)T Y K入社 1996年4月 同社営業開発本部長 1997年6月 同社取締役営業開発本部長 1998年10月 同社取締役営業本部副本部長 2001年6月 同社常務取締役営業本部長 2004年6月 同社専務取締役営業本部長 2005年6月 同社代表取締役社長(現任) 2019年1月 (株)アンビスホールディングス社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)T Y K代表取締役社長 (株)アンビスホールディングス社外取締役	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]</p> <p>牛込伸隆氏は、製造メーカーにおいて役員および代表取締役として長年にわたり活躍し、メーカーの経営全般に関して豊富な経験と知見を有しています。当該見識を活かし、経営全般に対して客観的な立場から適宜積極的な助言を行っていただき、業務執行の適切な監督や企業価値を高めることに寄与することを期待し、社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮花秀樹氏は、三井物産スチール(株)執行役員インフラ第二部門長で、同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。
4. 平野隆裕氏は、岡谷鋼機(株)専務取締役名古屋本店長で、同社は当社との販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第6位であります。
5. 牛込伸隆氏は、(株)T Y K代表取締役社長で、同社は当社子会社シーケー商事(株)との購買における取引先関係にあります。
6. 宮花秀樹氏、平野隆裕氏および牛込伸隆氏は、当社の社外取締役の独立性判断基準を満たしており、名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
- ・宮花秀樹氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
 - ・平野隆裕氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
- なお、当社は2021年6月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、平野隆裕氏は移行時において社外監査役でありました。
- 同氏の移行時における社外監査役としての在任期間は1年であります。
8. 当社は宮花秀樹氏、平野隆裕氏との間で会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。宮花秀樹氏、平野隆裕氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、牛込伸隆氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成
各取締役の知識・経験・能力等を踏まえ、特に期待される項目に●印をつけています。

氏名	地位および担当	企業経営	営業 事業戦略	研究開発 新事業	製造技術 品質管理	財務会計	法務 リスク管理	E S G サステナビリティ
重松 久美男	代表取締役社長	●	●	●	●			●
寺本 仁	常務取締役 経営企画部管掌 設備企画室長	●	●	●	●			●
古村 伸治	取締役製造所長			●	●			●
松田 将	取締役総務部長					●	●	●
村松 修司	取締役営業部長	●	●	●				
宮花 秀樹	社外取締役	●	●	●				
平野 隆裕	社外取締役	●	●			●	●	●
牛込 伸隆	社外取締役	●	●	●	●			●
小林 洋哉	社外取締役 (監査等委員)					●	●	●
野村 泰弘	社外取締役 (監査等委員)	●	●					●
西垣 誠	社外取締役 (監査等委員)					●	●	
岩田 広子	社外取締役 (監査等委員)					●	●	

- (注) 1. 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。
2. 地位および担当は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案通り承認可決された後の取締役会をもって正式に決定する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けた経営監督機能の強化および将来的に多様かつ優秀な社外取締役の増員等を可能とするため、社外取締役分について増額させていただくこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と改定したいと存じます。

なお、この報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

当社は、事業報告31頁から32頁に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

以 上

【添付書類】

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスが変異を繰り返し経済活動が停滞する局面はあったものの、各種制限が徐々に緩和されるなど正常化に向けた動きも見られました。一方で、ロシア連邦によるウクライナ侵攻が経済に影響を与え、為替市場においては円安が進行するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

鉄鋼需要につきましては、中国の成長鈍化やウクライナ情勢等の懸念材料はあるものの、国内では粗鋼生産が前期を上回る水準で推移するなど、全体として回復基調で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは当連結会計年度を開始年度とする3ヶ年の21中期経営計画で掲げた目標を達成すべく、グループ各社が着実に施策を実行するとともに、主要製品である厚板の販売価格の適正水準確保のための営業活動に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては643億9千9百万円となり、前連結会計年度に比べ240億7千1百万円、59.7%の増収となりました。経常利益につきましては、55億2千5百万円となり、前連結会計年度に比べ29億9千2百万円、118.1%の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は37億8千5百万円と前連結会計年度に比べ21億9千2百万円、137.6%の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(鉄鋼関連事業)

鉄鋼関連事業につきましては、主原料である鉄スクラップ価格が前期を大きく上回る水準で推移し、エネルギー・諸資材価格も軒並み上昇するなどコスト面では大変厳しい環境となりました。一方で、主需要先である産業機械・建設機械向け需要および建築向け需要の回復を背景に、主要製品である厚板の販売数量が前期比で増加し、販売価格の値上げも浸透したことにより、収益環境は下期にかけて大きく改善しました。その結果、売上高は617億6百万円と前連結会計年度に比べ241億9千3百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は51億3千8百万円と前連結会計年度に比べ28億9千1百万円の増益となりました。

(レンタル事業)

レンタル事業につきましては、積極的な営業活動によりグリスフィルターのレンタル枚数

や厨房工事の受注が増加したことにより、売上高は6億5千8百万円と前連結会計年度に比べ1千9百万円の増収、セグメント利益(営業利益)は5千9百万円と前連結会計年度に比べ4百万円の増益となりました。

(物流事業)

物流事業につきましては、取引先の生産活動の落ち込みにより危険物倉庫の取扱量が減少したことから、売上高は6億4千1百万円と前連結会計年度に比べ3千3百万円の減収となったものの、コスト低減によりセグメント利益(営業利益)は2億5千8百万円と前連結会計年度に比べ1千2百万円の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、大型工事案件の減少により、売上高は13億9千2百万円と前連結会計年度に比べ1億6百万円の減収となったものの、利益率の改善によりセグメント利益(営業利益)は3千1百万円(前連結会計年度のセグメント損失(営業損失)は5千1百万円)となりました。

なお、エンジニアリング事業に構成されていたMEITOKU ENGINEERING VIETNAM CO.,LTD.は、全出資持分を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、12億6千9百万円で、主として圧延設備（AGCシリンダー）の更新、その他企業維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

次期のわが国経済につきましては、ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まりに加え新型コロナウイルス感染症の影響も継続しており、引き続き先行きは不透明な状況にあります。

国内厚板市場につきましては、ウクライナ情勢などの懸念材料はあるものの、大型建築案件や民間設備投資の回復により堅調な需要を見込んでおります。一方、主原料である鉄スクラップ価格が記録的な高値水準となっていることに加え、エネルギー・諸資材価格についても軒並み上昇しており、コスト面については極めて厳しい環境が継続すると予想されます。諸コストの上昇を受け、メーカー各社は継続的に販売価格の値上げを進めており、厚板市況につきましても高値水準で推移することが見込まれます。

このような環境のもと、当社および当社グループは効率的な操業と一層のコストダウンに注力することで、お客様に安定的に厚板製品を供給できる体制を構築するとともに、2021年度よりスタートした21中期経営計画に基づき、「循環型社会」、「脱炭素社会」への貢献を果たしつつ、品質の更なる向上を進め、お客様の多様なニーズに真摯に向き合っております。また、2023年度に予定している環境対応型新電気炉の導入に向けても、万全の準備を進めてまいります。

当社グループにおきましては、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

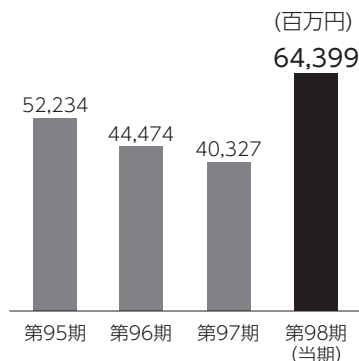
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 95 期	2019年度 第 96 期	2020年度 第 97 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 98 期
売 上 高 (百万円)	52,234	44,474	40,327	64,399
経 常 利 益 (百万円)	2,897	4,656	2,532	5,525
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,725	2,747	1,593	3,785
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	61.94	99.61	57.74	137.11
総 資 産 (百万円)	68,626	68,276	69,466	77,746
純 資 産 (百万円)	59,036	61,151	62,768	66,058
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,126.67	2,199.33	2,254.49	2,370.38

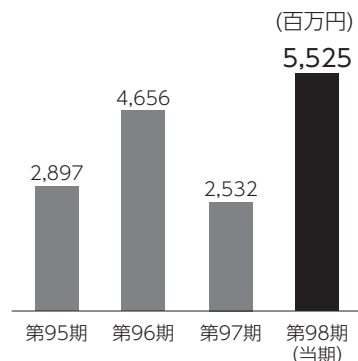
(注1) 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注2) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

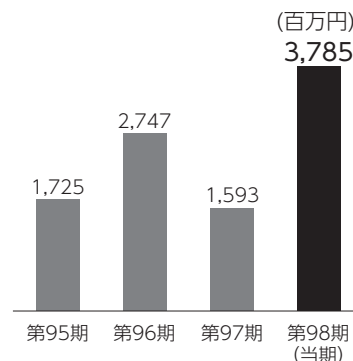
●連結売上高



●連結経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 95 期	2019年度 第 96 期	2020年度 第 97 期	2021年度 (当期) 第 98 期
売 上 高 (百万円)	46,793	39,578	35,340	61,221
経 常 利 益 (百万円)	2,342	4,103	2,087	4,867
当 期 純 利 益 (百万円)	1,607	2,482	1,390	3,370
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	57.71	90.00	50.38	122.07
総 資 産 (百万円)	66,809	66,133	67,131	75,823
純 資 産 (百万円)	55,522	57,348	58,653	61,427
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,013.68	2,078.65	2,124.88	2,224.53

(注1) 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(注2) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
シーケー商事株式会社	100 <small>百万円</small>	100.0 %	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明德産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株式会社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房用グリスフィルターのレンタル、ダクト・グリストラップ清掃事業
シーケー物流株式会社	30	60.0	運送・荷役事業、危険物倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業集団は主に次の事業を行っております。

- ① 鉄鋼関連事業
- ② レンタル事業
- ③ 物流事業
- ④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等 (2022年3月31日現在)

中部鋼鋳株式会社	本社・工場	名古屋市中川区小碓通五丁目1番地
	営業所	東京(東京都中央区) 大阪(大阪市西区)
シーケー商事株式会社	本社	名古屋市港区
明德産業株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本社	名古屋市港区
シーケー物流株式会社	本社	愛知県半田市
	事業所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
500名	△13名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346名	△3名	41.3歳	19.8年

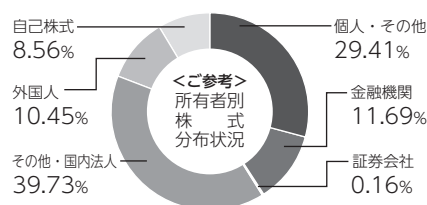
2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 99,600,000株
発行済株式の総数 30,200,000株
(自己株式 2,586,253株を含む)

(2) 株主数

3,905名
(うち単元未満株主数139名)



(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中部鋼鉄取引先持株会	2,885,000 ^株	10.44 [%]
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.21
光通信株式会社	1,367,000	4.95
日鉄物産株式会社	1,260,000	4.56
阪和興業株式会社	956,000	3.46
岡谷鋼機株式会社	912,000	3.30
株式会社三菱UFJ銀行	800,000	2.89
株式会社十六銀行	630,000	2.28
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.97
株式会社FUJIL	500,000	1.81

(注) 当社は自己株式2,586,253株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を付与しており、その内容は次のとおりです。

・取締役に交付した株式の区別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	10,406株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
重松 久美男	代表取締役社長	
寺本 仁	常務取締役 (経営企画部管掌、設備企画室長)	明德産業株式会社取締役
柴田 孝司	取締役 (営業部長)	
古村 伸治	取締役 (製造所長)	シーケー物流株式会社取締役
松田 将 (注9)	取締役 (総務部長)	明德産業株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
宮花 秀樹 (注1,3,10)	取締役	三井物産スチール株式会社執行役員西日本統 括本部長 岸和田製鋼株式会社社外取締役
平野 隆裕 (注1,3,4,10)	取締役	岡谷鋼機株式会社常務取締役名古屋本店長
小林 洋哉 (注1,3,4)	取締役 (監査等委員)	名古屋外国語大学名誉教授 中部飼料株式会社社外取締役
野村 泰弘 (注1,4)	取締役 (監査等委員)	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長
西垣 誠 (注1,3,4)	取締役 (監査等委員)	入谷法律事務所弁護士 新東株式会社社外取締役 (監査等委員)
岩田 広子 (注1,3,5,6)	取締役 (監査等委員)	公認会計士岩田広子事務所所長 C T S 監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役 宮花秀樹氏、平野隆裕氏、小林洋哉氏、野村泰弘氏、西垣誠氏、岩田広子氏は社外取締役であります。
2. 当社は内部監査室を監査等委員会の職務を補助する使用人 (補助使用人) としております。監査等委員である取締役は監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、内部統制システム等を活用した組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役 宮花秀樹氏、平野隆裕氏、小林洋哉氏、西垣誠氏、岩田広子氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 平野隆裕氏、野村泰弘氏および西垣誠氏は任期満了により監査役を退任いたしました。このうち、平野隆裕氏が取締役に、野村泰弘氏、西垣誠氏は監査等委員である取締役に就任しております。また、取締役 小林洋哉氏は同日付で任期満了により取締役を退任し、監査等委員である取締役に就任しております。

5. 監査等委員である取締役 岩田広子氏は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において新たに監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
6. 監査等委員である取締役 岩田広子氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 武田亨氏、佐藤孝氏は、2021年6月25日をもって任期満了により退任いたしました。
8. 監査役 水谷忠氏は、2021年6月25日をもって任期満了により退任いたしました。
9. 当事業年度中における取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
松田 将	—	明德産業株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役	2021年6月25日

10. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
宮花 秀樹	三井物産スチール株式会社 執行役員西日本統括本部長 岸和田製鋼株式会社社外 取締役	三井物産スチール株式会社 執行役員インフラ第二 部門長	2022年4月1日
平野 隆裕	岡谷鋼機株式会社 常務取締役名古屋本店長	岡谷鋼機株式会社 専務取締役名古屋本店長	2022年5月26日
小林 洋哉	名古屋外国語大学名誉教授 中部飼料株式会社社外取 締役	名古屋外国語大学名誉教授	2022年6月24日（予定）

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社および当社子会社の役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は全額当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	157	96	51	9	10
（うち社外取締役）	（8）	（5）	（2）	（-）	（4）
取締役（監査等委員）	8	8	-	-	4
（うち社外取締役）	（8）	（8）	（-）	（-）	（4）
監査役	6	6	-	-	4
（うち社外監査役）	（2）	（2）	（-）	（-）	（3）

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、および監査役1名に支給した報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
4. 業績連動報酬は当該事業年度の最終的な業績を示し株主への配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。
なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1.企業集団の現況に関する事項（4）財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）5名に対し、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給しております。割り当てた株式数は10,406株、割り当てた際に付された条件は下記のとおりです。
譲渡制限期間につきましては、割当日より30年から50年の間で当社取締役会が予め定める期間としております。
譲渡制限の解除条件につきましては、譲渡制限期間の満了をもって制限を解除するものとしております。ただし、任期満了、その他当社取締役会が正当と認める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合、譲渡制限を解除する株式数および解除時期を調整するものとします。
また、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する定時

株主総会開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合は、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、割当株式を当社が無償取得するものとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・ 監査等委員会設置会社移行前

取締役および監査役の報酬の限度額については、2008年6月20日開催の第84回定時株主総会の決議により、取締役は年額250百万円（うち社外取締役10百万円）、監査役は年額60百万円としております。当該総会後の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬限度額とは別枠で、2019年6月25日開催の第95回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内（対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

・ 監査等委員会設置会社移行後

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額については、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額250百万円（うち社外取締役10百万円）、監査等委員である取締役は年額60百万円としております。当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は4名です。

また、当該金銭報酬限度額とは別枠で、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額48百万円以内（対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 決定方針の決定の方法

取締役会は、取締役報酬等の合理性、客観性および透明性を確保し、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、当社の取締役の報酬の決定方針を決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則とし、経営環境、業績、職責等を考慮して適切な水準を定めることとしております。

監査等委員でない取締役のうち、社外取締役を除く取締役の報酬は、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬およびインセンティブ報酬としての株式報酬で構成されております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定報酬と当社の業績状況等に応じた業績連動報酬で構成されております。

報酬の合計額については、経営環境、業績、職責等に加え、優秀な人材の確保および社会経済状況も考慮した水準としており、報酬の種類毎の支給割合は、役位・職責および業績を総合的に勘案した上設定しております。

報酬の種類毎の内容は次のとおりです。

固定報酬は、職務の役割と責任等に応じた固定額を毎月支給しております。

業績連動報酬は、当該事業年度の最終的な業績を示し株主の皆様への配当原資である親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により、業績に連動させた額を職務の役割と責任等に応じて支給しております。

株式報酬は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、職務の役割と責任等に応じた譲渡制限付株式報酬を、毎年1回、株主総会後の取締役会の決議により支給し、当社役員を退任するまで取得した株式の譲渡等を制限しております。

監査等委員である取締役の報酬については、職務の役割と責任等に応じた固定報酬で構成されております。各監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会で承認された総額（年額）の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定しております。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長重松久美男が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を行うに当たっては、当社グループの事業全体を把握している代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長に委任しております。代表取締役社長は、取締役会の決議による委任の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重して、取締役等の個人別の報酬等を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	宮花 秀樹	三井物産スチール株式会社執行役員西日本統括本部長（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第2位であります。） 岸和田製鋼株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役	平野 隆裕	岡谷鋼機株式会社常務取締役名古屋本店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第6位であります。）
取締役 (監査等委員)	小林 洋哉	名古屋外国語大学名誉教授（同大学と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 中部飼料株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	野村 泰弘	日鉄物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第4位であります。）
取締役 (監査等委員)	西垣 誠	入谷法律事務所弁護士（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） 新東株式会社社外取締役（監査等委員）（同社と当社の間には、特別な関係はありません。）
取締役 (監査等委員)	岩田 広子	公認会計士岩田広子事務所（同所と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。） CTS監査法人（同監査法人と当社の間には契約もなく、特別な関係はありません。）

② 当事業年度における取締役会および監査等委員会への出席状況ならびに発言状況

区分	氏名	出席状況	発言状況
取締役	宮花 秀樹	取締役会 13回/14回 (92.9%)	商社における長年の豊富な経験と知識に基づき、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	平野 隆裕	取締役会 14回/14回 (100.0%) 監査役会 2回/2回 (100.0%)	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小林 洋哉	取締役会 14回/14回 (100.0%) 監査等委員会 10回/10回 (100.0%)	大学で法学教授を務め、法律に関する専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野村 泰弘	取締役会 14回/14回 (100.0%) 監査役会 2回/2回 (100.0%) 監査等委員会 10回/10回 (100.0%)	商社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	西垣 誠	取締役会 14回/14回 (100.0%) 監査役会 2回/2回 (100.0%) 監査等委員会 10回/10回 (100.0%)	弁護士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩田 広子	取締役会 11回/11回 (100.0%) 監査等委員会 10回/10回 (100.0%)	公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

- (注) 1. 当社は2021年6月25日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。当該移行に伴い、監査役 平野隆裕氏、野村泰弘氏および西垣誠氏は任期満了により監査役を退任いたしました。このうち、平野隆裕氏が取締役、野村泰弘氏、西垣誠氏は監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役 岩田広子氏の出席状況は、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において選任され、就任した以降の出席状況であります。
3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して当事業年度に行った職務の概要

区分	氏名	主な役割と活動状況
取締役	宮花 秀樹	商社において要職を歴任するとともに、鉄鋼業と鉄鋼流通に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役	平野 隆裕	商社において国内外の要職を歴任するとともに、経営者としての経験および幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会において当該見識を活かして積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	小林 洋哉	企業法務や経営管理に関する豊富な経験および法律の専門的な知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。
取締役 (監査等委員)	野村 泰弘	鉄鋼商社において国内外の要職を歴任し、その豊富な経験と知識で培ったグローバルな見地から、監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。
取締役 (監査等委員)	西垣 誠	弁護士として法務の豊富な知識と経験を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。

区分	氏名	主な役割と活動状況
取締役 (監査等委員)	岩田 広子	公認会計士としての豊富な経験と知識や、企業経営を統括する十分な見識を有しており、その専門的な見地から監督機能を果たしていただくことを期待いたしました。選任後は、当社取締役会においてその専門的な見地から積極的な発言をいただくなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を適切に果たしていただいております。また、監査等委員会においては、監査結果について意見交換を行い、監査に関する重要事項の協議を行っていただいております。さらに、任意の諮問委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めていただき、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしていただいております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
28百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ. 当社は、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるためリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行う。なお、重要事項については常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。

ウ. 当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。

エ. 内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査等委員会に報告する。

オ. 当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査等委員会の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程に基づきリスク・コンプライアンス委員会および品質、環境、防災、安全衛生に係るリスクを担当する各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ. 取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ. 取締役は重大な損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議および取締役会ならびに監査等委員会に報告し、対処する。

- ④ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ア. 重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。
- イ. 取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。
- ウ. 当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。
- エ. 監査等委員は必要に応じて各種の重要な会議に出席し意見を述べる。
- オ. 当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。
- ⑤ **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ア. 当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- イ. 当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。
- ウ. 子会社は夫々の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。
- エ. グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。
- オ. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。
- ⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ア. 監査等委員会から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。
- イ. 前項の具体的な内容は、監査等委員会の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で決定する。
- ウ. 当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査等委員会の同意を得ることとする。
- エ. 当該使用人は監査等委員会の職務を補助する業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- ⑦ **当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
- ア. 当社および当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、下記の事項について監査等委員会において報告する。また、監査等委員会の求めに応じて随時報告する。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実
- イ. 当社および当社グループは、前号に従い監査等委員会への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ア. 監査等委員と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査等委員が適宜意見を述べる機会を確保する。
- イ. 当社は、監査等委員が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。
- ウ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2021年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監督機能の強化、迅速な意思決定の実現など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

① コンプライアンス

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「中部鋼鉄グループ行動規範」を定めるとともに、当社および当社グループのコンプライアンス経営を推進させるため「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関わるモニタリングならびに社員啓蒙活動を行っております。

また、当社および当社グループの全役職員の行動規範を具体化した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。さらに、社員啓蒙活動の一環として「コンプライアンスニュース」を発行するとともに、役職員への社内研修を通してコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用するとともに、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

② リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、「リスク・コンプライアンス委員会」および品質、環境、防災、安全衛生に係る各委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っております。品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001,ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じて社内体制の監査を実施するとともに改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行体制

「取締役会規則」および「職務権限規程」において取締役会における決議事項を明確化

し、取締役会は法令および定款に定められた事項や当社および当社グループの重要事項等について適正に意思決定を行っております。また、業務項目ごとにその規模、性質、金額に応じて一定の基準を設け、その決定を経営陣に委任しているほか、会社法の規定に基づき、重要な業務執行の決定の一部について代表取締役に委任することとしております。取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行うため、原則月1回の定例取締役会のほか必要に応じて機動的に開催し、対応すべき経営課題に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行や経営計画の進捗を監督しております。

④ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は原則月1回開催するほか、必要に応じて機動的に開催しております。監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員である社外取締役は取締役会等への出席を通して経営の監督を行っております。また、監査等委員会において内部監査室からの報告を受け、監査結果や実施状況に対する情報共有および意見交換による連携を図っております。加えて、会計監査人の監査計画や監査結果の説明を受けるほか、会計監査人との定期的会合等を通じ、意見交換を行っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から経営内容やその他重要な情報に関する報告を受け、当社取締役会において定期的に報告することで子会社の業務執行を管理しております。また、当社内部監査室は年度計画に基づき、子会社の内部統制システム整備状況の評価ならびに業務執行状況に関する内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専門メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザ切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続を示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年6月25日開催の第97回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。

本対応方針は、2005年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、

2008年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

また、議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社を設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、1) 当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。

さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外役員または社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際し、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、取締役会が株主意思を確認するために株主総会を開催できることとしております。

なお、本対応方針の有効期間は、当社第97回定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記(2)②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対

応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	52,590	流 動 負 債	10,618
現金及び預金	8,311	支払手形及び買掛金	6,891
受取手形及び売掛金	19,728	電子記録債務	112
電子記録債権	2,590	未払金	780
有価証券	12,300	未払法人税等	1,595
棚卸資産	9,535	未払消費税等	495
その他	123	賞与引当金	448
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	14
		その他	281
固 定 資 産	25,156	固 定 負 債	1,069
有 形 固 定 資 産	17,803	役員退職慰労引当金	11
建物及び構築物	6,864	退職給付に係る負債	983
機械及び装置	8,773	その他	74
車両運搬具・工具器具備品	339	負 債 合 計	11,688
土地	1,801	(純資産の部)	
建設仮勘定	19	株 主 資 本	64,537
その他	4	資本金	5,907
無 形 固 定 資 産	291	資本剰余金	4,676
投 資 其 他 の 資 産	7,062	利益剰余金	55,312
投資有価証券	5,817	自己株式	△1,358
退職給付に係る資産	248	その他の包括利益累計額	918
繰延税金資産	471	その他有価証券評価差額金	924
その他	527	退職給付に係る調整累計額	△6
貸倒引当金	△2	非 支 配 株 主 持 分	603
資 産 合 計	77,746	純 資 産 合 計	66,058
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	77,746

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

科 目	金 額	額
売 上 高	百万円	百万円 64,399
売 上 原 価		53,570
売 上 総 利 益		10,829
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,274
営 業 利 益		5,554
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	88	
そ の 他	117	205
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
そ の 他	228	234
経 常 利 益		5,525
特 別 利 益		
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	41	41
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,776	
法 人 税 等 調 整 額	△62	1,713
当 期 純 利 益		3,852
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		67
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,785

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,907	4,672	52,134	△1,363	61,350
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△607		△607
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,785		3,785
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		3		5	8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	3	3,178	5	3,186
当 期 末 残 高	5,907	4,676	55,312	△1,358	64,537

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	942	△24	△37	881	537	62,768
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△607
親会社株主に帰属 する 当 期 純 利 益						3,785
自 己 株 式 の 取 得						△0
自 己 株 式 の 処 分						8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△17	24	30	36	66	102
当 期 変 動 額 合 計	△17	24	30	36	66	3,289
当 期 末 残 高	924	-	△6	918	603	66,058

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	51,268	流 動 負 債	13,472
現金及び預	7,521	買掛金	6,011
売掛金	21,905	短期借入金	3,936
有価証券	12,300	未払金	1,099
製成品	4,654	未払費用	109
原材料	1,872	未払法人税等	1,453
仕掛品	1,698	未払消費税等	438
貯蔵品	1,221	預り金	21
前払費用	63	賞与引当金	340
その他	29	その他	62
固 定 資 産	24,554	固 定 負 債	922
有 形 固 定 資 産	15,648	退職給付引当金	915
建物	5,232	その他	7
構築物	597	負 債 合 計	14,395
機械及び装置	8,594	(純資産の部)	
車両及び運搬具	33	株 主 資 本	60,498
工具器具及び備品	296	資本金	5,907
土地	888	資本剰余金	4,676
建設仮勘定	4	資本準備金	4,668
		その他資本剰余金	7
無 形 固 定 資 産	245	利 益 剰 余 金	51,273
ソフトウェア	237	利益準備金	348
その他	8	その他利益剰余金	50,925
投 資 其 他 の 資 産	8,661	別途積立金	39,000
投資有価証券	5,691	繰越利益剰余金	11,925
関係会社株式	198		
長期前払費用	196	自 己 株 式	△1,358
前払年金費用	256		
繰延税金資産	328	評 価 ・ 換 算 差 額 等	929
賃貸不動産	1,953	その他有価証券評価差額金	929
その他	38	純 資 産 合 計	61,427
貸倒引当金	△2	負 債 及 び 純 資 産 合 計	75,823
資 産 合 計	75,823		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
売 上 高	百万円	百万円 61,221
売 上 原 価		51,725
売 上 総 利 益		9,496
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,620
営 業 利 益		4,876
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	87	
そ の 他	254	342
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他	343	350
経 常 利 益		4,867
税 引 前 当 期 純 利 益		4,867
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,561	
法 人 税 等 調 整 額	△64	1,497
当 期 純 利 益		3,370

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで
(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,907	4,668	4	4,672	348	38,000	10,162	48,510
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△607	△607
別途積立金の積立						1,000	△1,000	-
当 期 純 利 益							3,370	3,370
自己株式の取得								
自己株式の処分			3	3				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3	3	-	1,000	1,763	2,763
当 期 末 残 高	5,907	4,668	7	4,676	348	39,000	11,925	51,273

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△1,363	57,726	927	927	58,653
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△607			△607
別途積立金の積立		-			-
当 期 純 利 益		3,370			3,370
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	5	8			8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	5	2,771	2	2	2,773
当 期 末 残 高	△1,358	60,498	929	929	61,427

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

中部鋼鉄株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部鋼鉄株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

中部鋼鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員 小林 洋哉 ㊟

監査等委員 野村 泰弘 ㊟

監査等委員 西垣 誠 ㊟

監査等委員 岩田 広子 ㊟

(注) 監査等委員小林洋哉、野村泰弘、西垣誠及び岩田広子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

中部鋼鉄の中期経営計画と主要トピックス

当社は、2021年度を開始年度とする3か年の「21中期経営計画」を策定し、当中期経営計画に基づいた取り組みを進めております。

長期ビジョン

「100年企業」を目指して、厚板専門メーカーとして培って来た自社の特性を活かし、業界内で存在感のある企業を目指す

環境認識と基本方針

環境認識	基本方針	主な取り組みなど
2050年温室効果ガス実質ゼロ宣言	1 循環型社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ●環境対応型新電気炉導入に向けた取り組み ●操業プロセス内排出物の低減・リサイクル推進
CO ₂ 排出量に応じた取引企業選別の動き	2 成長戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●顧客対応における製販連携の強化、DX推進 ●顧客満足度向上に資する品質改善、機能性の高い製品提供(板厚拡大等)
イベント需要等に支えられた底堅い需要	3 持続可能な基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●工場内主要インフラの更新・整備保全 ●職層別教育・現場教育の拡大を含む教育体制の充実
	4 ESG/SDGs課題に対する取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●健康経営推進に向けた取り組み ●グループガバナンス・コンプライアンス強化のための制度・教育整備
世界情勢によるリスクの高まり、主原料・諸資材・エネルギー価格の高騰	5 (株)中山製鋼所との業務提携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スラブ製造受託の拡大 ●電気炉更新計画への協力

	販売数量	連結経常利益	連結配当性向
21中期数値目標	70万トン	40億円	30%
21年度進捗率	89%	138%	105%

環境対応型高効率電気炉への更新

当社の製造プロセスにおいて、電気炉は最も重要な基幹設備です。今般、循環型社会への貢献、競争力の強化、都市型製鉄所として周辺環境に対する負荷低減を図るべく、最新鋭の新電気炉導入を決定いたしました。

既設電気炉(1962年～稼働中)による操業



炉体の蓋を開け、上部から原料の鉄スクラップを装入。

その他、既設電気炉に比べた新設電気炉の特長

— 既設電気炉比 —

密閉型となり、蓋を閉めた炉の側面から、原料の鉄スクラップを連続で装入。

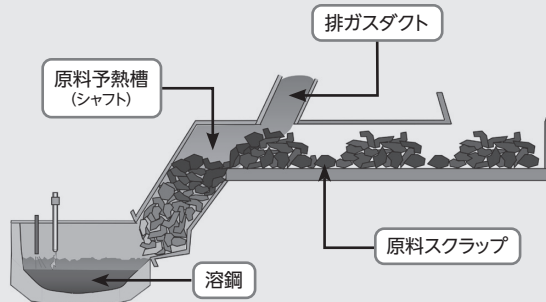
溶解時の排熱を利用して鉄スクラップを予熱することで省エネルギー化を図ります。

密閉式の操業により、操業時の騒音レベルを低減し、粉塵の発生を抑えます。

2023年秋稼働予定である、新電気炉の構造

ECOARC-FIT™

Steel Plantech



電力原単位の減少により、
CO₂の排出量を軽減します。
(既設電気炉に比べ、電力原単位▲15%)

将来的にはさらなる生産性向上余地を残しているほか、歩留も向上することで、資源のさらなる有効活用とコスト競争力の強化、今後の成長を実現します。

環境問題への社会的関心が高まる中、CO₂排出量が少なく、鉄スクラップのリサイクルによる製造を行う電気炉による鉄づくりが注目されています。当社の成長を通じて持続可能な社会の実現に貢献することで、社会的責任に応え、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

ESGトピックス

健康経営優良法人2022認定

当社は、経済産業省と日本健康会議が実施する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2022(大規模法人部門)」として認定されました。

当社は「中部鋼鉄にかかわる全ての人の幸せを実現する」「人を基本とする経営を実践する」という企業理念の下、全社員が能力を十分に発揮できるよう、活気ある職場づくりと健康維持・増進の取り組みを推進してまいります。



▶ 当社の健康経営の推進内容については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.chubukohan.co.jp/csr/health-management/>

経済産業省「GXリーグ基本構想」への賛同

当社は、「『資源リサイクル』による鉄づくりを原点として、新たな社会的価値の創出に挑戦」することを存在理念に掲げ、「循環型社会」「脱炭素社会」への貢献を果たすため、環境負荷低減に向けた操業努力や設備改善に積極的に取り組んでおります。

GXリーグの掲げる趣旨は、当社の取り組みの方向性と合致していると考え、「GXリーグ基本構想」に賛同することと致しました。

当社は今後も、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを一層推し進めるとともに、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献してまいります。

期末事業報告書に関するお知らせ

この度、定時株主総会終了後にお送りしておりました期末の事業報告書につきましては、本招集通知内容を統合することといたしました。よって、総会終了後の決議通知に事業報告書は同封いたしませんので、あらかじめご了承くださいませよう願いたします。

「中部鋼鉄グループ行動規範」の制定

当社は「企業行動規範」を制定しその浸透に取り組んでいきます。今般、21中期経営計画の基本方針である「ESG/SDGs課題に対する取組の強化」の一環として、内容を一部見直すとともに、対象を当社グループ会社全体に拡大した「中部鋼鉄グループ行動規範」として新たに制定しました。

当グループ行動規範は当社ホームページに掲載し公開するほか、役職員の社内研修等を通じ、グループ行動規範内に示された企業行動の徹底、企業倫理の遵守を周知しております。

▶ 当社グループ行動規範の内容、その他コーポレートガバナンス方針に関する詳細につきましては以下のURLをご参照ください。

<https://www.chubukohan.co.jp/csr/governance>

地域との共生

市街地に立地する製鉄所として、事業活動が地域環境に与える影響を考え、環境保全・環境負荷低減のための会社周辺清掃活動の実施や、町内会主催清掃活動への参加を行いました。

また、懇談会の開催や、地域向け広報誌の発行等を通じ、地域の皆様とのコミュニケーションを図っております。

▶ 当社の環境・社会に関連する取り組みの詳細や、その他SDGsに関連する取り組み、方針等につきましては以下のURLをご参照ください。

<https://www.chubukohan.co.jp/csr/sustainability>

当社に関連する各種情報は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

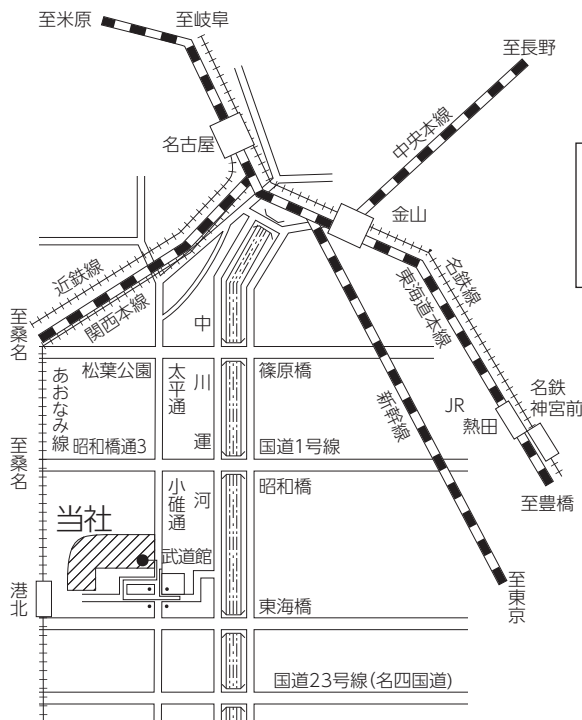


メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場のご案内

会場 当社 厚生会館大ホール | 名古屋市中川区小碓通五丁目1番地

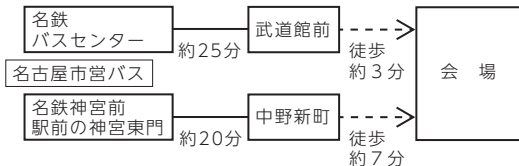


現在、構内工事に伴い当社駐車場は収容台数が大幅に減少しております。つきましては、極力、公共交通機関をご利用のうえご来場いただきますようお願い申し上げます。

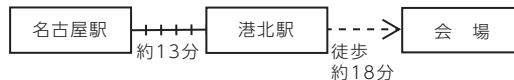
交通のご案内

バスをご利用の場合

三重交通バス



あおなみ線をご利用の場合



タクシーをご利用の場合

名古屋駅から約20分
名鉄「神宮前」駅から約15分